

## 第14章 知的財産権

### 1. 知的財産権保護の状況

経済発展に伴い、同国の模倣活動は、特定の地域に限定されたものではなく、全国に分散的に広がってきている。インドに進出している日本のメーカーによると、自社や競合する外国メーカーの製品の模倣品が流通していることが少なくなく、場合によってはオリジナル製品よりも模倣品の方が売れているという。現在、模倣品の多くは主に中国からの流入品であり、ネパールやバングラデシュを経由して入ってきており、近年、中東（ドバイ）からの流入も増えている。現状ではインドの資金力・技術力は模倣品を作り上げるレベルに至っていないものの、今後、地場企業の資金力が高まり技術水準が向上するにつれ、同国製の模倣品が広がる恐れもある。

インドの知財関連法は TRIPS 協定<sup>13</sup>に準拠して定められているが、法執行面、特に特許権侵害や刑事での商標・著作権侵害摘発においては、課題が残っている。米国通商代表部（United States Trade Representative : USTR）は毎年「スペシャル 301 条報告書」を公表しており、この中で、米国通商法 182 条に基づき、知的保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定している。警戒レベルとして「優先監視国（Priority Watch List）」と「監視国（Watch List）」の2段階に分かれている。例えば、2022年4月に更新された「2022年版スペシャル 301 条報告書」において、インドは引き続き「優先監視国」リストに含まれており、知財の更なる保護強化が求められており、中国やロシア、インドネシアと同じリストに分類されている。一方で、商標・著作権・意匠に関する民事訴訟を取り扱う裁判所は整備されてきている。

また、知的財産の種類別に出願件数を見てみると、特許、商標、意匠いずれも増加傾向にある。特許出願件数は2015年には4万5,000件を超え、2020年は約5万6,000件となった。商標出願件数は2015年に27万件を超え、2020年は約41万件となった。数年前までは見られなかった中小企業からの出願も増えている。意匠登録の出願件数は2015年は約1万件、2020年は約1万2,800件となった。

### 2. 技術援助に係る関連法令

日本企業が自社の技術についてインド企業に対して技術援助を行う契約を行う際、関連する法令の概要及び留意点は以下の通りである。

#### (1) 特許法

特許法は、2005年に TRIPS 協定上の義務を履行するため大幅に改正され、現在では、一般的に、TRIPS 協定の規定に完全に則っている。

---

<sup>13</sup> TRIPS 協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）は、WTO のもとで発効した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」である。加盟国は、同協定を通じ知的財産権保護に関する最低基準（ミニマムスタンダード）の遵守を義務づけられている。

特許権とは、発明を保護するために付与される権利を指し、発明とは技術的分野における科学的問題に対する解決方法を提供する発明者のアイデアを指す。発明は製品・方法、ないしはそれらに関連するもので、新規性、進歩性を有し、工業的に応用可能な場合において特許が許諾される。特許に対する権利は申請者に帰属し、出願日を起算点として20年間保護される。

## (2) 著作権法

著作権法は、著作者の著作権とその原作品を、他人による違法な使用から保護することを目的とする。保護の対象は、文学、文化的演技の著作、演技者、音楽制作者の業績や放送機関を通じた放送内容である。著作権は、著作物によるものの、おおむね著作者の存命中及び著作者の死後60年間存続する。

なお、著作権は、著作物を登録しなくても保護される唯一の知財であるが、近年、訴訟件数が減少している一方、著作権の登録件数は増加している。これは、他の知財と比較して、著作権の侵害が容易に認められる傾向があり、損害賠償額も高額なためと考えられている。

## (3) 商標権

商標とは、ある者の商品またはサービスを識別することができる標章である。標章は、単語、文字、数字、図形、記号、形状や色彩などから構成される。商標権により、その標章の所有者に対して専用使用権が付与される。商標の出願は、商標登録局（registrar of trade marks）で行い、異なる種類の商品またはサービスに対する商標の登録を、1つの出願で行うことも可能である。また、登録商標権の存続期間は10年間であるが、申請により10年毎の更新が認められている。2017年には商標登録規則が改正され、登録手続が簡素化された。

## (4) 意匠権

物品の形状、模様、色彩の組み合わせ、またはその材質によって、工業製品や手工芸品に特別な外観を与え、それらが産業上利用可能で新しい場合に工業意匠として登録されうる。また、登録意匠権の存続期間は、登録日から10年間である。ただし、期間満了前に、意匠庁長官（Controller General of Designs）に申請することで、5年間延長することができる。

## (5) 技術援助契約にあたっての一般的な留意点

技術援助と一口に言っても、その内容はケースバイケースであるが、一般的な法的な留意点として以下のような項目が挙げられる。

まず、援助対象となる「技術」、ライセンス対象となる「知的財産」、援助に伴い提供されるであろう「技術サポート」の範囲を、契約上可能な限り明確にして定義を置くことが重要である。

また、契約の相手方に何をどの範囲で認めるのかについて、期間、地理的範囲、権利の範囲、独占的な権利とするか否かなどの契約条件は明確に規定しておくべきである。

秘密保持義務については契約の相手方だけでなく、相手方の従業員その他秘密情報にアクセスできる者に対しても課しておくことができるよう手当しておく必要がある。

契約解除事由についても具体的に規定しておくことが望ましく、また解除を含め契約が終了した場合の情報の破棄や返還義務も明示的に規定しておくべきである。

以上のような契約上の手当の他にも、技術援助契約の交渉において一定の秘密情報を開示することもあるため、契約の前段階で相手方に秘密保持義務を負わせるよう、秘密保持誓約書の提出を求める、自社でできる範囲で登録出願をするなど、知的財産の権利化を進めておくことも検討すべきである。

慎重を期するのであれば、秘密保持義務を相手方に負わせる前提として、相手方の情報セキュリティ体制について相手方の協力によりデューデリジェンスを行うことも考えられる。なお、インドには日本の不正競争防止法のように、営業秘密の漏洩に対して刑事罰をもって禁じる明確な法制がない点には留意されたい。

### 3. 個人情報保護法に関する動向

EU が一般データ保護規則（GDPR）によって個人データ保護を強化したことを受け、データ脆弱性対策実施や、ユーザープライバシーの侵害防止を求める声が世界中に広がっており、インドも例外ではなく、この領域における取組みを行っている。

現在、インドにおいてこの領域は、情報技術法（Information Technology Act）（IT 法）、および 2011 年の個人情報保護（合理的なセキュリティ実務および手続ならびにセンシティブ個人データまたは情報）規則が現行規制として存在している。しかしながら、これらの法律はその対象領域がかなり限定されているため、不十分であると考えられ、既存の法律が全面的に見直されている。

2019 年 12 月 11 日に国会に個人情報保護法案（the Personal Data Protection Bill）が提出されていたが、2021 年 12 月 16 日に国会合同委員会が本法案に関する勧告報告書を提出した。従来個人情報保護法案は個人データのみを規律の対象としていたが、勧告報告書では法案を個人データと非個人データの両方を規制するものとするのが提案され、データ移転（特にセンシティブ個人データの海外への移転）の制限を強めるなど、大幅な修正が加えられた。また、ソーシャルメディアのプラットフォームの義務、児童や死者などのデータ主体ごとのデータの扱いに関する規律など、従来の法案よりも多様な内容を含むものとするのが提案され、法案名も **Data Protection Bill, 2021** に修正された。今後、インド電子情報技術省によりさらに修正された後に、国会の審議対象となる可能性がある。

個人情報保護法が制定された場合、企業にとっては、個人情報を収集する際の本人への通知義務、処理開始前の本人同意取得義務、国外転送規制において実務上の影響が大きいと予想される。法案では、個人情報の分類に応じて、課される義務や取るべき措置のレベルが異なり、機密性の高い情報の場合、例えば本人同意は「明示的に」取得する必要がある、また国外転送の規制対象となり、原則インド国内に保管することが求められる可能性が高い。